

【ポスター発表】

暴力下にあるDV被害者と子どもへの支援と介入の視点

—被害親の子どもとの経験分析の考察から—

○ 新見公立大学/大阪府立大学客員研究員 増井 香名子 (7166)

岩本 華子 (奈良教育大学/大阪府立大学客員研究員・6144)

キーワード3つ: DV被害者・子ども・支援方策

1. 研究目的

DV家庭におけるDV被害者支援と児童虐待の対応は同じ家庭内で起こっている暴力であるにもかかわらずDV防止法と児童虐待防止法という立て付けが異なる法律に基づき規定されている。DV家庭における子どもの重篤な児童虐待事案や、児童相談所への面前DVの通告による心理的虐待件数が急増している現状において、現実的かつ有効な支援方策を検討していくことが急がれる。しかし、DV被害者支援と児童相談所等児童福祉機関の連携および支援や対応方策については十分に検討がなされていない現状にある。

DVが及ぼす影響としてDV被害者である親（以下、被害親）、DV家庭で育つ子ども、親子関係へのダメージや加害者である親（以下、加害親）から離れた後の困難が指摘されている（バンクロフト 2004=2006：友田 2016：春原 2016：野坂 2017 など）。一方で、子どもを守ろうとする被害親や子どもが発揮する力、相互に支え合う母子の姿も報告されている（バンクロフト 2004=2006）。現実的かつ有効な支援や介入方策を検討するためには、当事者の主観的経験を知ることが欠かせない前提である。しかし、わが国においてDV環境下にある被害親と子どもの生活の内実について実証的に十分に明らかにされていない。そこで本研究では、被害親からみたDV家庭における子どもとの生活の実態と、離別の決意に影響を与えた子どもの要因を明らかにし、DV被害者とその子どもへの支援および介入の視点を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

既にDV関係から離別している被害者へのインタビューデータの分析から加害親と同居中の子どもとの経験を明らかにするとともに、そこに支援機関を含めた他者がどう立ち現れているのかをみていく。その結果から被害親と子どもへの支援と介入の視点を考察する。

分析においては、加害親と離別した当時18歳未満の子どもがいた18名の被害親のインタビューデータを、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。分析テーマは、「被害親のDV環境における子どもを取り巻く生活と離別の決意に影響を与えた子どもとの経験」である。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理規定を遵守し実施した。調査分析や公表の過程において、調査協力者の安全が脅かされることが無いように個人情報の取り扱いについて十

二分に配慮を行なった。大阪府立大学大学院人間社会学研究科研究倫理委員会において審査され、承認を得ている。

4. 研究結果

分析から以下の6点が明らかになった。

- ①加害親の矛先や暴力支配は、被害親のみならず、子ども、被害親と子の関係にも向けられており、DV環境のなかでの子育ての過酷さ、子どもの影響の大きさが明らかになった。
- ②DVと虐待がある環境のなかにおいて子どもを守ろうとする被害親、逆境のなかを生き延び、また状況を洞察する子ども、関係を保つ被害親と子どもの強さが存在する。
- ③子どもから思わぬ直言がもたらされたり、子どものSOSをキャッチするという「現状をよしとしない受信」が様々になされることは被害親の状況に対する認知と離別の決意に影響を与えている。
- ④一部の被害親は、加害親と子どもとの三者関係・子どもとの相互作用・他者からの介入において「子どものためにも」の関係継続から「子どものためにも」の離別へと認知と行動を変化させている。
- ⑤子どもに関連する他者関係や社会とのつながりは密室が開く重要な機会となっている。
- ⑥他者からは「子どものためにも」の関係継続と、「子どものためにも」の離別の求めという対照的なメッセージがもたらされ、被害親は過酷なダブルバインドの中にいる。

他者要因としては、関係の継続を促進する「子どものための関係とどめ」、暴力のある生活からの離脱を促進する「密室が一時的に開く」「子どものための強い介入を受ける」「真摯な心配に心が動く」「方法が示される」の5つの概念を生成した。

5. 考察

実際の支援と介入は、被害者の心理的ステージ（離別の意思の状況）と子どもの虐待の重篤度の二つの軸により、状況に応じた検討がなされる必要がある。また、虐待の重症度の高い子どもの分離保護が検討されるような場合であっても、子どもの福祉の観点からも被害親が支援されること、被害親が暴力のない生活へ動ける支援が不可欠といえる。

以上から、加害親と同居中の被害親および子どもへの支援および介入をする際の視点を3段階に分けて示す。基本となる視点は、①暴力の責任は加害親にあることの再理解、②被害親が離別を決めることの難しさと支援の必要性の理解、③子どもの自己を支える他者が家庭以外にいることの重要性の理解である。支援・関わりの際の視点として、①被害親と子どもが持つ力への信頼とそこへの働きかけ、②被害親に「子どものためにも」の正当な認知を促進する情報、③伝える言葉の引き出しを持つ、④既に対処していることを共有し、被害の影響を軽減し守る方策について話し合うことである。また、児童福祉機関が子どものための介入を行う際の被害親への支援の視点は、上記に加えて①機関の役割と子どもの福祉の立場から何のための介入であるかの丁寧な説明、②「真摯な心配」を実感できる経験、③暴力のない生活に向けた「方法が示される」ことである。